

# 特定非営利活動法人 ニコニコ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ニコニコという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護タクシー事業の移動支援と、地域の防災意識向上を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）
- (3) 防災セミナーの企画・運営・開催事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人又は2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集の請求をすること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (7) 会員の除名

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数2分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算並びにその変更

(2) 理事の職務

(3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 総会に付議すべき事項

(5) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(6) 入会金及び会費の額

(7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したもののみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法1条第3項に掲げる者のうち他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

|       |        |
|-------|--------|
| 理 事 長 | 井田 浩之  |
| 副理事長  | 新井 理愛  |
| 理 事   | 日下田 泰子 |
| 監 事   | 盛岡 裕   |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|          |         |         |
|----------|---------|---------|
| (1) 正会員  | 個人      | 団体      |
| ① 入会金    | 0円      | 0円      |
| ② 年会費    | 10,000円 | 10,000円 |
| (2) 賛助会員 |         |         |
| ① 入会金    | 0円      | 0円      |
| ② 年会費    | 20,000円 | 10,000円 |

役員名簿

特定非営利活動法人 ニコニコ

| 役 名  | ふりがな<br>氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|------|------------|--------|-------|
| 理事長  | いだ ひろゆき    |        | 無     |
|      | 井田 浩之      |        |       |
| 副理事長 | あらいりえ      |        | 無     |
|      | 新井 理愛      |        |       |
| 理事   | ひげた やすこ    |        | 無     |
|      | 日下田 泰子     |        |       |
| 監事   | もりおか ひろし   |        | 無     |
|      | 盛岡 裕       |        |       |
|      |            |        |       |
|      |            |        |       |
|      |            |        |       |
|      |            |        |       |

## 設立趣旨書

### 1 趣 旨

今後、益々進む高齢化社会による、高齢者への負担、家族への負担、地域への負担に対し、介護保険制度、生活支援、バリアフリー、福祉車両の普及等々、現在まで企業や行政による様々な市民生活の向上に努力は成されて来ています。ですが企業にあっては利益、行政にあっては制限、どうしても一歩踏み込めない壁が有り、その先には生活困難、家族への負担が募るばかりです。現在の状況では、まだまだ行き届いた暮らしやすい福祉社会は望めません。

理事長や社員の親戚の両親が、身体が弱り、一人では病院にも行けず、認知症外来にも通院しているのですが、お医者さんが遠方であるため、ヘルパーの付添が困難であり、我々のような困った人間が頼るのは介護タクシーしかなく、そこで事業を通し、地域社会に貢献できると考えております

また、阪神淡路大震災後30年ではありますが、地震・台風・水害などの自然災害が頻発する日本において、防災意識の向上と具体的な対策の普及は喫緊の課題となっています。

この特定非営利活動法人は、家族の負担を減らすため、通院、買い物同行等、高齢者が一人では危険で困難な生活の重要な担い手として、この法人のサービスを必要とする全ての方々と共に、切れる事の無い太い紐を築き、地域市民とその家族の生活を向上させ保健、医療又は福祉の増進をはかり、また、地域住民の防災意識向上を目的とした防災セミナーの開催を通じて、安全で安心な住みよい地域まちづくりの推進に寄与させて頂きます。現在、各地で防災、SDGSのセミナーを開催しており、法人格を持つことにより、社会的信用度を上げ、それにより、より一層活動の輪を広げるためにも 設立申請を行ないました。

営利を目的としない市民団体は、企業とも行政とも異なる価値観と役割を持つ社会の担い手として、十分ではありませんが、特定非営利活動促進法により、法人化することによって、制度的な保証を手にし、組織を発展、確立することにより、多様な価値観が用意された、安全で安心な人間らしい豊かな社会の実現を目指し、地域社会に広く貢献できると考えます。

### 2 申請に至るまでの経過

2023年4月 各地で防災、SDGSのセミナーを開催

2023年6月 レオ介護タクシー勤務

2024年2月 養護盲老人ホーム千山荘夜勤

2024年12月 会員間で法人化の意思確認

2025年2月2日 設立総会開催

令和 7年 3月 1 日

特定非営利活動法人 ニコニコ

設立代表者 井田 浩之

## 令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人ニコニコ

### 1. 基本方針

初年度で、まずは、利用者の獲得、広告に専念する。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

| 事業名                     | プロジェクト内容                     | 実施日時               | 実施場所                | 対象者              | 収益見込     |
|-------------------------|------------------------------|--------------------|---------------------|------------------|----------|
| 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定） | 高齢者、障害者、病弱者を対象とした訪問介護と介護タクシー | 令和7年9月1日～令和8年6月30日 | 神戸市北区有野町唐櫃字水ナシ4番地14 | 神戸市内の高齢者、障害者、病弱者 | 300,000円 |
|                         |                              |                    |                     |                  |          |
|                         |                              |                    |                     |                  |          |
| （2）防災セミナーの企画・運営・開催事業    | 防災セミナーの企画・運営・開催事業            | 令和7年9月1日～令和8年6月30日 | 神戸市北区有野町唐櫃字水ナシ4番地14 | 神戸市内の高齢者、障害者、病弱者 | 100,000円 |
|                         |                              |                    |                     |                  |          |
|                         |                              |                    |                     |                  |          |
|                         |                              |                    |                     |                  |          |
|                         |                              |                    |                     |                  |          |
|                         |                              |                    |                     |                  |          |

### 3. 事業実施体制

#### （1）事務局体制

事務局長：井田 浩之、事務局スタッフ：新井 充

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人ニコニコ

1. 基本方針

ホームページ、介護事業者を中心に広告、宣伝を行ない、利用者の獲得を中心に事業を進めていく。

2. 特定非営利活動に係る事業

| 事業名                     | プロジェクト内容                     | 実施日時               | 実施場所                | 対象者              | 収益見込       |
|-------------------------|------------------------------|--------------------|---------------------|------------------|------------|
| 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定） | 高齢者、障害者、病弱者を対象とした訪問介護と介護タクシー | 令和8年7月1日～令和9年6月30日 | 神戸市北区有野町唐櫃字水ナシ4番地14 | 神戸市内の高齢者、障害者、病弱者 | 5,000,000円 |
|                         |                              |                    |                     |                  |            |
|                         |                              |                    |                     |                  |            |
| (2) 防災セミナーの企画・運営・開催事業   | 防災セミナーの企画・運営・開催事業            | 令和8年7月1日～令和9年6月30日 | 神戸市北区有野町唐櫃字水ナシ4番地14 | 神戸市内の高齢者、障害者、病弱者 | 500,000円   |
|                         |                              |                    |                     |                  |            |
|                         |                              |                    |                     |                  |            |
|                         |                              |                    |                     |                  |            |
|                         |                              |                    |                     |                  |            |
|                         |                              |                    |                     |                  |            |

3. 事業実施体制

(1) 事務局体制

事務局長：井田 浩之、事務局スタッフ：新井 充

令和7年度活動予算書

成立の日から8年6月30日まで

(単位：円)

| 科 目               | 金 額     |         |           |
|-------------------|---------|---------|-----------|
| I 経常収益            |         |         |           |
| 1. 受取会費           |         |         |           |
| 正会員受取会費           | 20,000  |         |           |
| 賛助会員受取会費          | 10,000  |         |           |
|                   |         | 30,000  |           |
| 2. 受取寄付金          |         |         |           |
| 受取寄付金             | 30,000  |         |           |
|                   |         | 30,000  |           |
| 3. 受取助成金等         |         |         |           |
| 受取地方公共団体助成金       | 0       |         |           |
| 受取民間助成金           | 0       |         |           |
|                   |         | 0       |           |
| 4. 事業収益           |         |         |           |
| 介護タクシー事業収益        | 300,000 |         |           |
| 防災セミナーの企画・運営・開催事業 | 100,000 | 400,000 |           |
| 5. その他収益          |         |         |           |
| 受取利息              | 0       |         |           |
| 雑収益               | 0       |         |           |
|                   |         | 0       |           |
| 経常収益計             |         |         | 460,000   |
| II 経常費用           |         |         |           |
| 1. 事業費            |         |         |           |
| (1) 人件費           |         |         |           |
| 給与手当              | 200,000 |         |           |
| 法定福利費             | 30,000  |         |           |
| 人件費計              | 230,000 |         |           |
| (2) その他経費         |         |         |           |
| 燃料費               | 60,000  |         |           |
| 消耗品費              | 0       |         |           |
| 印刷費               | 0       |         |           |
| 通信費               | 20,000  |         |           |
| 保険料               | 20,000  |         |           |
| 減価償却費             | 20,000  |         |           |
| 会議費               | 10,000  |         |           |
| その他経費計            | 130,000 |         |           |
| 事業費計              |         | 360,000 |           |
| 2. 管理費            |         |         |           |
| (1) 人件費           |         |         |           |
| 給与手当              | 100,000 |         |           |
| 法定福利費             | 30,000  |         |           |
| 人件費計              | 130,000 |         |           |
| (2) その他経費         |         |         |           |
| 消耗品費              | 50,000  |         |           |
| 車両                | 0       |         |           |
| 通信費               | 20,000  |         |           |
| 旅費交通費             | 0       |         |           |
| 光熱水費              | 10,000  |         |           |
| 保険料               | 0       |         |           |
| 会議費               | 10,000  |         |           |
| 租税公課              | 0       |         |           |
| 地代家賃              | 100,000 |         |           |
| その他経費計            | 190,000 |         |           |
| 管理費計              |         | 320,000 |           |
| 経常費用計             |         |         | 680,000   |
| 当期正味財産増減額         |         |         | △ 220,000 |
| 設立時正味財産額          |         |         | 0         |
| 次期繰越正味財産額         |         |         | △ 220,000 |

令和8年度活動予算書

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

(単位：円)

| 科目・項目             | 金額        | 金額        | 金額        |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| <b>I 経常収益</b>     |           |           |           |
| 1. 受取会費           |           |           |           |
| 正会員受取会費           | 200,000   |           |           |
| 賛助会員受取会費          | 50,000    | 250,000   |           |
| 2. 受取寄付金          |           |           |           |
| 受取寄付金             | 400,000   | 400,000   |           |
| 3. 受取助成金等         |           |           |           |
| 受取地方公共団体助成金       | 0         |           |           |
| 受取民間助成金           | 0         | 0         |           |
| 4. 事業収益           |           |           |           |
| 介護タクシー事業収益        | 5,000,000 |           |           |
| 防災セミナーの企画・運営・開催事業 | 500,000   | 5,500,000 |           |
| 5. その他収益          |           |           |           |
| 受取利息              | 0         |           |           |
| 雑収益               | 0         | 0         |           |
| 経常収益計             |           |           | 6,150,000 |
| <b>II 経常費用</b>    |           |           |           |
| 1. 事業費            |           |           |           |
| (1) 人件費           |           |           |           |
| 給与手当              | 2,000,000 |           |           |
| 法定福利費             | 450,000   |           |           |
| 人件費計              | 2,450,000 |           |           |
| (2) その他経費         |           |           |           |
| 燃料費               | 500,000   |           |           |
| 消耗品費              | 0         |           |           |
| 印刷費               | 0         |           |           |
| 通信費               | 240,000   |           |           |
| 保険料               | 240,000   |           |           |
| 減価償却費             | 200,000   |           |           |
| 会議費               | 120,000   |           |           |
| その他経費計            | 1,300,000 |           |           |
| 事業費計              |           | 3,750,000 |           |
| 2. 管理費            |           |           |           |
| (1) 人件費           |           |           |           |
| 給与手当              | 900,000   |           |           |
| 法定福利費             | 440,000   |           |           |
| 人件費計              | 1,340,000 |           |           |
| (2) その他経費         |           |           |           |
| 消耗品費              | 100,000   |           |           |
| 印刷費               | 0         |           |           |
| 通信費               | 120,000   |           |           |
| 旅費交通費             | 0         |           |           |
| 光熱水費              | 48,000    |           |           |
| 保険料               | 0         |           |           |
| 会議費               | 120,000   |           |           |
| 租税公課              | 72,000    |           |           |
| 地代家賃              | 600,000   |           |           |
| その他経費計            | 1,060,000 |           |           |
| 管理費計              |           | 2,400,000 |           |
| 経常費用計             |           |           | 6,150,000 |
| 当期正味財産増減額         |           |           | 0         |
| 前期繰越正味財産額         |           |           | △ 220,000 |
| 次期繰越正味財産額         |           |           | △ 220,000 |